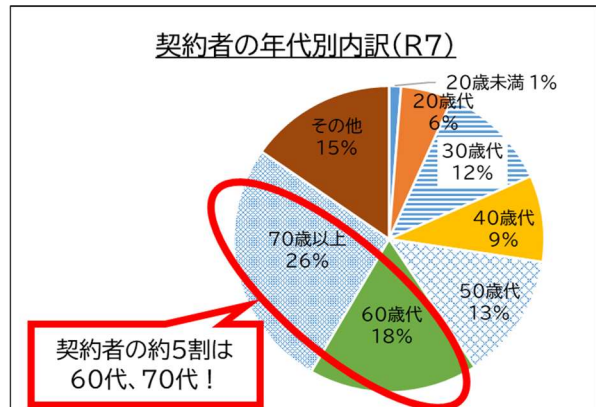
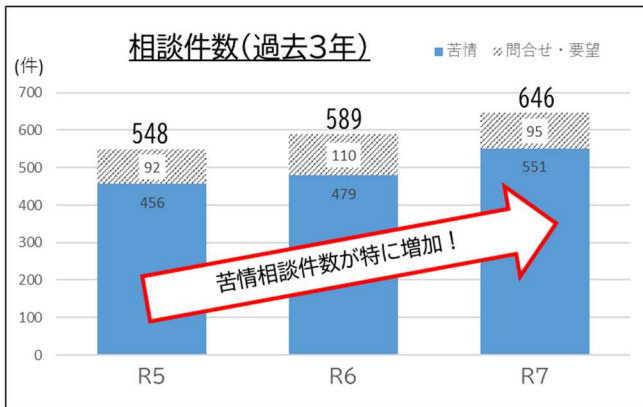


令和 7 年度 高砂市消費生活センターへ寄せられた相談について

1. 相談件数

令和 7 年度に受理・対応した相談件数は延べ 646 件で、前年の 589 件から 57 件（約 9.7%）増加しました。過去 3 年間の推移を見ると、相談件数は年々増加し、特に消費者トラブルを示す苦情相談件数が増加しています。

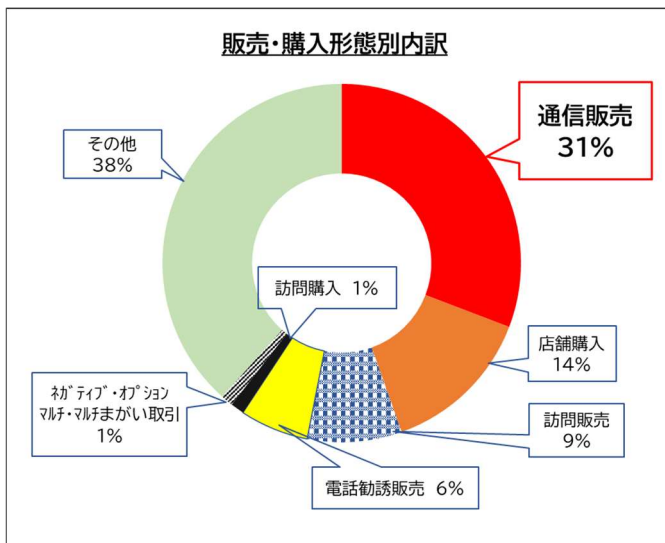
また、契約者の年代別内訳では、60 歳以上が約 5 割を占め、相談に占める高齢者の割合が依然として高くなっています。また、30 歳代の相談が全体の 12% を占め、前年度（6%）と比較し 2 倍となりました。



※「その他」には、無回答や事業者からの問い合わせ等が含まれています。

2. 相談内容

①販売・購入形態別



通信販売の相談が全体の 3 割を占め、次いで店舗購入、訪問販売、電話勧誘販売の順となっています。

通信販売の相談では、化粧品、健康食品、紳士・婦人洋服の順に件数が多く、特にインターネットや SNS 等の電子広告を通じた定期購入に関する相談が目立ちます。

※「その他」には、契約した覚えのない方、金銭問題、事業者からの問い合わせ等が含まれています。

②商品・役務別

商品・役務別	令和6年度	令和7年度	商品・役務別	令和6年度	令和7年度
商品一般	87	88	修理・補修	19	17
食料品	41	43	管理・保管	1	0
住居品	24	26	役務一般	1	4
光熱水品	19	19	金融・保険サービス	72	51
被服品	26	36	運輸・通信サービス	53	62
保健衛生品	31	47	教育サービス	2	1
教養娯楽品	19	42	教養・娯楽サービス	39	34
車両・乗り物	18	16	保健・福祉サービス	21	31
土地・建物・設備	14	28	他の役務	38	52
他の商品	1	0	内職・副業・ねずみ講	11	7
クリーニング	3	3	他の行政サービス	2	2
レンタル・リース・賃貸	18	14	他の相談	15	11
工事・建築・加工	14	12			
			計	589	646
			(再掲)多重債務相談	31	23

※お試しのつもりが定期購入に？

「SNS で化粧品の広告を見て、お試しのつもりで契約したら定期購入だった」「商品を使用したら肌にあわなかったので販売店に解約を申し出たが、約束回数を受け取るまでは解約できないと言われた」など、定期購入に関する相談が多く寄せられています。定期購入で販売されている商品は、ダイエットサプリ等の健康食品をはじめ、ファンデーションや美容液、育毛剤、整髪剤、シャンプー、歯磨き粉等多岐にわたっています。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。購入前には、必ず広告表示や最終確認画面等に目を通し、契約条件や解約・返品ルールなどをよく確認してから契約しましょう。最終確認画面の表示内容をスクリーンショットで保存しておきましょう。



※無料の点検商法に気を付けて！

出入り業者を装い無料点検を勧誘する相談が多く寄せられています。屋根や水回り、電気設備などの点検を無料と称して訪問し、その後高額な契約を迫ってきます。

無料であっても、心当たりのない点検の電話や訪問は、安易に応じないようにしましょう。訪問を承諾してしまった場合でも、不審に思ったときはきっぱり断りましょう。また、点検後に商品の購入を勧められても、すぐその場で契約せず、不安な場合は契約しているガス事業者やメーカーなどに、本当に点検が必要かどうか確認しましょう。

